

生活習慣病予防教養業務委託契約書

警察共済組合茨城県支部長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、甲が警察共済組合茨城県支部組合員に対し実施する生活習慣病予防教養業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、生活習慣病予防教養を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、別添仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、地方公務員等共済組合法施行規程第32条及び地方公務員等共済組合法施行規程運用方針第32条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の一部又は全部を免除する。

（委託料）

第5条 甲が乙に支払う委託料は金●●円（うち、消費税及び地方消費税の額●●円・消費税率10%）とする。

2 乙は、契約締結後速やかに甲に対し委託料内訳書を提出すること。

（検査及び委託料の請求）

第6条 乙は教養終了後速やかに業務完了報告書を提出し、甲の検査を受け、検査合格後に前条第2項に規定する委託料内訳書に基づき委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による業務完了報告書を受理したときは、5日以内に検査を行わなければならない。

（委託料の支払）

第7条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、受理した日から30日以内に乙に請求額を支払うものとする。

（契約履行期限の延期）

第8条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に業務を完了することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した履行期限延長願いを書面にて甲に提出しなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第9条 乙は、履行期限内に業務を完了しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規程に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規程に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規程に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に大して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(再委託の禁止)

第 11 条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務譲渡の禁止)

第 12 条 乙は、甲の承諾を得ないで、この契約に基づいて生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。

(損害賠償責任)

第 13 条 乙は、本委託業務実施中に乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、関係法令を遵守することに加え、別紙「個人情報取扱注意事項」、茨城県が定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき適正に取り扱うものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。甲は、この場合において、生じた損害を乙に請求することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行することが困難であると甲が認めたとき。
 - (3) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
 - (4) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 乙がこの契約に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。
 - (6) 法令の規定により営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- 2 甲は、第 1 項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知する。この契約を解除した場合、契約解除までの業務実績に応じて、乙に委託料を支払うものとする。

(反社会勢力の排除)

第 16 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会勢力でないこと。
- (3) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

(4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(反社会勢力による不当介入があった場合の報告義務)

第 17 条 乙は、反社会勢力から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に報告を行わなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、この契約による業務の遂行に際し、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第 19 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

警察共済組合茨城県支部長

滝 澤 幹 滋

乙

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に関わる業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する職員に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第3条 乙は、業務処理に関し、個人情報を収集する場合は、業務目的を達成するために必要最小の範囲で、適法かつ公正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾を受けた場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止等）

第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（資料等の返還等）

第6条 乙は、業務を処理するため、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は提供しなければならない。ただし、他の法令等による規定がある場合又は甲が別に指示した場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾を得ないで複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限）

第8条 乙は、業務を処理するに当たりその個人情報の取扱いは自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。